

件 名	えひめこどもの城管理条例
主 管 課	子育て支援課
根拠法令等	
<p><b>【条例の概要】</b></p> <p>こどもの城への指定管理者制度の導入に伴い、管理の基準、業務の範囲、利用料金等について定める。</p> <p>1 こどもの城の業務</p> <p>(1) 児童が健全な遊びを体験するための機会の提供</p> <p>(2) 地域の児童館その他の関係機関の活動の支援並びに児童の健全育成を図るために必要な遊びに関する調査研究及び指導者等の養成</p> <p>(3) 施設及び遊具の提供</p> <p>2 指定管理者の業務及び権限</p> <p>(1) 1に掲げるこどもの城の業務の実施</p> <p>(2) こどもの城の利用の許可</p> <p>(3) こどもの城の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の收受</p> <p>(4) こどもの城の施設及び遊具の利用の促進</p> <p>(5) こどもの城の施設、附属設備等の維持管理</p> <p>3 開園時間・午前9時から午後5時まで</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者が必要と認めるときは、知事の承認を得て変更できる。</li> </ul> <p>4 休 園 日・水曜日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者が必要と認めるときは、臨時に休園し、又は休園日に開園できる。また知事の承認を得て休園日を変更できる。</li> </ul> <p>5 利用許可・一定の施設等を利用しようとする者は、指定管理者の許可が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者は、条例に定める基準に基づき、不許可とし、又は許可を取り消すことなどができる。</li> </ul> <p>6 利用料金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者の収入とする。</li> <li>・利用料金の額は、条例の定める基準に基づき、指定管理者が定める。</li> </ul> <p>7 利用料金の減免</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者は、遊具の利用料金を免除する等。</li> </ul>	
施 行 日	平成 18 年4月1日
<p><b>【その他参考事項】</b></p> <p>1 えひめこどもの城使用料条例（平成 10 年愛媛県条例第 29 号）を、施行日に廃止する。</p>	